

「第 1 次広島県再犯防止推進計画」の施策の状況について

R 8. 8. 24

■計画の目的

犯罪・非行をした人が、社会復帰への意欲を持ち、地域社会の理解と協力を得て、将来への希望を持って立ち直りに取り組むことができ、再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会の実現（広島県再犯防止推進計画 第 1 章 7 将来の目指す社会像）

■計画期間

令和 3 ～ 7 年度

■取組状況

計画に記載の 33 の取組のうち、97.0%が「順調」、「概ね順調」となった。

施策	施策数	点検結果				評価
		◎	○	△	×	
1 社会の理解促進・支援基盤の強化						○「社会の理解促進」の取組は概ね順調に実施し、市町の「再犯防止推進計画」の策定数の成果指標は達成 ○「支援基盤の強化」の取組は概ね順調に実施
（1）社会の理解促進	6	1	5			
（2）支援基盤の強化	3		3			
2 生活上の基本ニーズの確保・回復						○「住居等」の取組は、概ね順調に実施し、居住支援法人数の成果指標は達成 ○「保健医療・福祉」は概ね順調だが、地域生活定着支援センターの定着率の成果指標が未達
（1）住居等の確保	5	1	4			
（2）保健医療・福祉サービスの利用支援等	13		13			
3 社会参画の実現						○「就労」の取組は、概ね順調であるが、就労継続率の成果指標が未達 ○「修学」の取組は、概ね順調に実施
（1）就労に向けた支援	4		3	1		
（2）修学等の支援	2		2			
	33	2	30	1		

※ ◎：順調、○：概ね順調、△：やや遅れ、×：遅れ

■主な取組内容

1 社会の理解促進・支援基盤の強化

(1) 社会の理解促進

主な取組	「広島県再犯防止推進連絡会議」を立ち上げ、関係機関相互の連携を深めるため、情報共有などを行ったほか、市町における「地方再犯防止推進計画」の策定などを支援。		
指標名	策定時数値 (R 2)	目標値 (R 7)	実績値 (R 7)
地方再犯防止推進計画を策定した市町の数 ※他計画との一体的策定を含む	2 市	20 市町	23 市町 【達成】
評価・課題	- 政策的に関連が深い地域福祉計画に包含して一体的に策定されたこともあり、<u>全市町で「再犯防止推進計画」を策定。</u> - 一方、罪を犯した人の中には福祉的支援が必要にもかかわらず市町の相談窓口につながるできない人もいる。その際、国側も市町のどの窓口につないでいいかわからない、市町側も窓口相談に来た人の対応について国に問い合わせるケースがあるなど、<u>国と市町の連携体制が課題。</u>		
検討の方向性	<u>国と市町の福祉部局の連携を強化するため、市町における支援策検討時に刑事司法機関を参画させるなど、地域における息の長い復帰支援の体制整備に取り組む。</u>		

2 生活上の基本ニーズの確保・回復

(1) 住居等の確保

主な取組	広島県居住支援協議会や居住支援を実施する民間団体の研修会等を通じて、罪を犯した者を対象とする居住支援法人 ^{※1} の設立を働きかけ。		
指標名	策定時数値 (R 2)	目標値 (R 7)	実績値 (R 7)
居住支援法人（保護観察対象者を対象とする）の数	1 法人	3 法人	11 法人 【達成】
評価・課題	- 保護観察対象者を対象とする居住支援法人の数は 11 法人と増加し、民間の居住施設に入居できる人の割合も増加しているが、<u>出所時に帰住先のない人は依然として 1～2 割前後で推移。</u> - 引き続き、居住支援法人の増加の推進を図るとともに、賃貸人の不安を軽減する情報の提供など、更なる入居促進が必要。 - 居住支援を継続的に行っていくためには、福祉政策との更なる連携など、<u>地域の状況に応じた居住支援の実施体制の整備が必要。</u>		
検討の方向性	保護観察者を対象とした居住支援法人数の増加に関する取組を継続しつつ、 <u>各市町の住宅・福祉部局や民間の支援団体で構成される「居住支援協議会」^{※2}の設立を働きかけていく。</u>		

※1 居住支援法人：高齢者、障害者等住まい探しが難しい人々の民間賃貸住宅への入居をサポートする非営利法人、主な業として、物件情報の提供、入居後の見守りなど。

※2 居住支援協議会：地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体で、その運営を通じて、居住支援のニーズ・実態の把握、要配慮者等への情報提供・相談対応体制整備、関係者の連携促進等に関する具体的協議を行う。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援

主な取組	広島県地域生活定着支援センターにおいて、刑事施設出所者のうち、住居がなく、高齢又は障害により自立した生活が困難な人に対して、保健医療・福祉サービスの利用調整及び調整後の対象者やサービス提供者に対する助言・再調整等を実施。		
指標名	策定時数値 (R 2)	目標値 (R 7)	実績値 (R 7)
広島県地域生活定着支援センターによる福祉等の利用調整1年後の地域定着率※（3年平均） ※住居、保健医療、福祉サービスの提供を受けている者/調整した者	83% (H29～R 1)	88% (R 4～R 6)	87% (R 4～R 6) 【未達】
評価・課題	・ <u>地域生活定着支援センターの支援対象となった人の1年後の地域定着率（3年平均）は、令和3年度67%、令和4年度67%、令和5年度72%、令和6年度80%、令和7年度87%と着実に上昇していることから、同センターの取組は一定の効果を挙げていると捉えている。</u> ・ しかしながら、支援が行き届かない時間帯に、再犯回数の多い人が窃盗、傷害等の常習性の高い犯罪を再び行ってしまうケースや、薬物依存がある人が依存症回復施設から出奔することで行方不明となるケースがあった。 ・ 再犯・行方不明になった人については、<u>再犯理由の把握や事後評価が困難</u>となっている。		
検討の方向性	司法機関との連携により、 <u>再犯理由等の聴取や類似ケース等の情報共有等を図り、支援内容に関する振り返りや効果検証を行いながら、引き続き、保健医療・福祉サービスの利用調整及び調整後の対象者やサービス提供者に対する助言・再調整等を実施する。</u>		

3 社会参画の実現

(1) 就労に向けた支援

主な取組	国と連携した協力雇用主の登録推進のほか、就労意欲を有しているものの自力での就労が困難な起訴猶予者等に対して、就職及び職場定着のための就労支援を実施。		
指標名	策定時数値 (R 2)	目標値 (R 7)	実績値 (R 7)
県が就労支援した者の就労継続率（就職後 3 か月時点）	—	90%	83% (単年値) 【未達】
評価・課題	・ 国の就労支援事業は矯正施設入所中や、保護観察期間中、更生緊急保護期間中のみが対象であったことから、県が ✓ 検察庁と協定締結し、勾留中の人に対する就労支援 ✓ 保護観察期間終了後や更生緊急保護期間終了後も継続した就労支援を実施した。 ・ <u>就労継続率は、令和 3 年度 83%、令和 4 年度 57%、令和 5 年度 65%、令和 6 年度 100%となっており、継続率の高い年度があることから、取組の効果は一定程度あると捉えている。</u> ・ 就職後 3 か月以内の早期に離職する人の中には、<u>突然出奔してしまう人や、障害が認定されていなくても発達障害など何らかの障害があり支援当初から福祉に繋ぐべきだった人がおり、対象者の特性に寄り添った対応が必要。</u> ・ <u>就労支援に携わる機関からは、これまでの県の就労支援対象者以外の人においても支援の要望者がいることを聴き取っており、対象者の拡充が必要。</u>		
検討の方向性	従来、 <u>支援対象ではなかった起訴猶予者等や関係機関から支援要請のある人など、罪を犯した人を広く対象とし、支援対象者の実情に寄り添った支援を推進する。</u>		

別紙 1 「令和 7 年度実績」 広島県再犯防止推進計画

1 社会の理解促進・支援基盤の強化

(1) 社会の理解促進

	取組の方向	令和 7 年度		自己評価	課題	今後の方向性	担当課
		取組状況	現状				
①	●市町再犯防止推進計画の策定 県内市町において、地方再犯防止推進計画が策定されるよう支援します。	—	県内全市町(23市町)において、計画は策定された。	◎：順調	—	—	県民活動課
②	●県・市町の取組の更生支援の視点の推進 県の関連計画との連携や、この計画の市町への周知などを通じて、県や市町の取組において更生支援の視点が持たれることにより、県民の関心・理解の促進につながるよう取り組みます。	・高齢者支援、障害者支援、地域共生などの関連分野の県計画に更生支援の施策を掲載 ・市町に対して会議や研修を通じ、国(保護観察所、地方検察庁)の社会復帰支援の取組や他地域の先進的な再犯防止施策の取組事例を紹介した。	・会議 広島保護観察所、広島地方検察庁のつなぎ支援について ・研修 尾崎市、明石市の更生支援について ※令和 8 年 1 月実施	○：概ね順調	全市町で「再犯防止推進計画」が策定されましたが、各施策に更生保護の視点を浸透させていく必要があります	・県の関連計画(ひろしま高齢者プラン、広島県障害者プラン等)との連携し、県の取組において更生支援の視点が持たれることにより、県民の関心・理解の促進につながるよう更生支援の推進に取り組む。 ・会議や研修を通じ、市町における更生支援の取組や理解を深めることに取り組む。	県民活動課
③	●地域の支援者の更生支援の視点の推進 高齢者支援、障害者支援や生活保護などの関連分野の支援者等においても、更生支援の視点が持たれるよう、各分野の研修などの機会を捉え、関心・理解の促進に取り組めます。 刑事司法分野の支援者に、福祉分野の制度や支援の考え方などの理解が深まるよう取り組みます。	主任相談支援専門員研修等において、障害者の権利擁護として、矯正施設入所者など社会的な差別や偏見等で課題を抱える障害者に対する適切な支援について研修を行った。	障害者に対する差別や偏見の弊害や権利擁護の重要性について、主任相談支援専門員等の理解を促進することで、地域の相談支援従事者等に対して権利擁護の視点を踏まえた助言が可能な体制を整備することができた。	○：概ね順調	引き続き、差別や偏見等で課題を抱える障害者に対し、本人の意思やニーズに応じた適切な支援が行える専門人材を育成する必要がある。	引き続き、研修を通じて、更生支援も含め、適切な支援が行える人材を育成する。	障害者支援課
		生活困窮者自立支援制度担当者向け研修会で、更生支援を含む他制度との連携の必要性について説明を行った。	生活困窮者自立支援制度担当者向け研修会開催数 R4～7の各年度とも年5回開催	○：概ね順調	引き続き、生活困窮者への支援の推進と質の向上を図るとともに、支援者間の連携を促進するため、研修を実施する必要がある。	引き続き、研修を通じて、更生支援も含め、適切な支援が行える人材を育成する。	社会援護課
		広島県居住支援協議会の取組として、刑余者を含めた住宅確保要配慮者に対する理解促進に向け、不動産関係団体主催の会議において講演し働きかけを行った。	会議参加者に対し、居住支援に対する理解促進を図った。	○：概ね順調	関係機関との連携をさらに高めると共に、業界団体に対しては、より一層住宅セーフティネット制度の認知を高めていく必要がある。	引き続き業界団体の主催する会議で講演を行い、支援制度に関する周知を広げることで、業界団体の理解を得ていく。	住宅課
④	●県民の更生支援の関心の喚起 更生保護への理解を深める取組である“社会を明るくする運動”を関係機関、民間協力者と連携して推進します。	・県知事が実行委員長となり、関係機関と連携して運動を推進した。	強調月間(7月1日～31日)において、ポスターの掲出、SNSによる啓発を実施	○：概ね順調	これまで直接支援に携わったことのない県民にとっては、更生支援の取組は、身近なテーマとして十分認知されている状況にないことから、更生支援への関心や理解を深めることを県民全体に広げる必要があります。	犯罪や非行の防止と、立ち直り支援への正しい理解を深める取組である“社会を明るくする運動”について、様々な広報媒体や広報手法を用いて広報・啓発を推進する。	県民活動課

(2) 支援基盤の強化

①	●関係機関相互の連携 この計画の策定にあわせて設置した「広島県再犯防止推進連絡会議」などを通じて、関係機関相互の情報共有、連携を推進します。	「広島県再犯防止推進連絡会議」を開催し、県計画の進捗状況や課題分析、連絡会議における会員の意見も踏まえ、関係機関相互の情報共有等を行った。	令和 8 年 2 月開催	○：概ね順調	支援を必要とする人は、様々な課題を抱えていることが少なくないことから、関係機関との連携強化を図る必要がある。	「広島県再犯防止推進連絡会議」において、広島県再犯防止推進計画の進捗状況の確認や課題分析を行い、連絡会議構成機関相互の情報共有に取り組む。	県民活動課
②	●支援に携わる者への司法分野等の制度の理解の推進 「広島県再犯防止推進連絡会議」の会員等と連携し、犯罪・非行をした者の支援に携わる(可能性のある)機関、施設、団体等の職員が、司法分野と福祉分野の双方の制度や支援のノウハウ等について知る機会が増え、理解が深まるよう取り組みます。	広島県、広島県地域生活定着支援センター、刑事司法関係機関等による定期的な連絡会議を開催し、ケース対応に関するアドバイス・意見交換等を実施。	2 カ月に 1 回の頻度で開催。	○：概ね順調	広島県社会福祉士会が、司法分野に精通した社会福祉士の育成を進めているが、犯罪・非行をした人の支援に関わるすべての機関・団体の職員への波及には至っていない。	定期的な連絡会議の開催および「よりよい弁護士制度」等を活用し、広島県地域生活定着支援センターの業務について弁護士との連携強化を図る。	地域共生社会推進課
③	●民間ボランティアの確保・育成 更生保護に関するボランティアである保護司、更生保護女性連盟会員、BBS 会員等の活動を広報し、県民の関心を高めるとともに、国と連携した人材確保・育成に取り組めます。	県退職者説明会において、保護司募集の案内を行った。	県退職者の保護司委嘱者数 6 人(R3～7)	○：概ね順調	更生支援に対する社会の理解・関心の低下、地域の人間関係の希薄化や犯罪被害への懸念などを背景に、保護司の確保が困難になりつつあります。	更生保護団体が開催する事業への支援や、保護司の確保に向けて、県退職者を対象に保護司募集のパンフレットの配布や県職員が保護司活動を行うことができるよう環境整備に取り組むとともに、国と連携し、保護司の安全な面接場所の確保に努める。	県民活動課

別紙１ 「令和７年度実績」 広島県再犯防止推進計画

2 生活上の基本ニーズの確保・回復

(１) 住居等の確保							
	取組の方向	令和７年度		評価	課題	今後の方向性	担当課
		取組状況	現状				
①	●一時的住居の偏在の解消への協力 一時的な住居の偏在を解消するため、国が行う支援制度等の広報や関係機関・民間への働き掛けに協力します。	市町研修において、他県の市での取組（生活困窮者に対する住まい支援の強化：尼崎市）の紹介を行った。	令和８年１月開催	○：概ね順調	国が行う支援制度等の広報等への協力を継続する必要がある。	保護観察所の要請に従い、広報啓発等必要な取組を行う。	県民活動課
②	●生活困窮者自立支援制度による居住支援事業（一時生活支援事業）が、より多くの市町において取り組まれるよう市町に情報提供や助言を行います。	・管内課長会議等において、実施状況等の情報提供し、実施促進を図った。	7年度実施自治体数：10市町	○：概ね順調	県内市町の取組に差がある。	・未実施市町に対し、会議等において情報提供を行い取組の促進を図る。 ・コンサルティング事業の活用を検討する。	社会援護課
③	●居住支援法人の増加 「新たな住まいセーフティネット制度」について、広島県居住支援協議会等を通じて、さらに周知を図るとともに、セーフティネット住宅の登録促進や居住支援法人の増加に向けた取組を実施します。 ●居住支援法人（保護観察対象者を対象）の増加 「保護観察対象者」を対象とする住宅や居住支援法人について、事例や相談窓口の共有などにより、増加に取り組む。	居住支援を実施する民間団体の研修会に出席し、居住支援法人の指定に向けた働きかけを実施	保護観察対象者等を対象とした居住支援法人数 R8.3月末：11法人 現在公表されている保護観察対象者等を対象としたセーフティネット住宅数 R8.6時点：536戸	◎：順調	引き続き、広島県居住支援協議会等を通じた居住支援法人の増加に向けた取組のほか、居住サポート住宅の制度周知を行う必要がある。	居住サポート住宅について、居住支援法人等に情報提供等を実施し、新規登録を促す。	住宅課
④	●緊急連絡先の要件緩和 生活困窮者自立支援制度による居住支援事業（一時生活支援事業）が、より多くの市町において取り組まれるよう市町に情報提供や助言を行います。	緊急連絡先を社会福祉協議会や居住支援法人等の団体にすることについて検討を行った。	個人の緊急連絡先を確保できないやむを得ない事情がある場合は、個別の相談に応じて団体等を緊急連絡先とすることも認める。	○：概ね順調	団体等が緊急連絡先となることに関しては、業務として関わる内容については支障ないが、それ以外のことについては対応できないため、団体として受けることは難しいとの意見がある。	緊急連絡先の確保に関しては、必要に応じて個別対応を行う。	住宅課
⑤	●連帯保証人要件の撤廃 連帯保証人要件の撤廃について、必要に応じ助言等を行います。	市町への取組状況の照会を通じ、撤廃状況を把握するとともに、撤廃等の検討に際し、必要に応じて助言等を実施した。	連帯保証人要件を撤廃している →13市町（R7.4.1時点）	○：概ね順調	連帯保証人要件を設けている →10市町	連帯保証人要件について、撤廃の検討や免除・猶予等の運用が適切に行われるよう、必要に応じて助言等を実施する。	住宅課
(２) 保健医療・福祉サービスの利用支援							
ア高齢者・障害（の疑い）のある者等の支援							
①	●被疑者等の利用調整 広島地方検察庁による起訴猶予者等に対する保健医療・福祉サービスの利用調整後における、地域でのフォローについて、実施を把握した上で、必要な取組を推進します。	令和４年度から、広島県地域生活定着支援センターによる支援対象者に執行猶予者等を加え（被疑者等支援）、県による支援機能の拡大を図っている。	・令和５年度実績：５件 ・令和６年度実績：６件 ・令和７年度実績：５件 ※令和４年度は、試行的にモデル実施。	○：概ね順調	被疑者等支援においては、広島県地域生活定着支援センターが短期間で関係機関との調整を行う必要があるが、これらの調整ができる人材に限られている状況にある。	広島県地域生活定着支援センターにおいて被疑者等支援の調整ができる人材を育成する。	地域共生社会推進課
②	●特別調整に該当しない利用調整（一般調整） 刑事施設出所者のうち、保健医療・福祉サービスの利用にむけた支援の必要性が高いものの、広島県地域生活定着支援センターによる支援を受けることができない者について、国との情報共有の在り方の検討を行い、広島県地域生活定着支援センターによる支援など、必要な取組を推進します。	特別調整の対象とならない出所者に対して、「特別調整に準じる一般調整対象者」として、広島県地域生活定着支援センターによる支援を実施。	・令和５年度実績：０件 ・令和６年度実績：１件 ・令和７年度実績：２件	○：概ね順調	—	引き続き、特別調整の対象とならない出所者に対しても、「特別調整に準じる一般調整対象者」として広島県地域生活定着支援センターによる支援を実施する。	地域共生社会推進課
③	●支援辞退者の縮減 地域生活定着支援センターによる支援を辞退する高齢又は障害（の疑い）のある刑事施設出所者について、国に対し、本人の希望を尊重しつつ、効果的な説明方法の検討と実施を要望し、必要な保健医療・福祉サービスへつながるように取り組めます。	広島県、広島県地域生活定着支援センター、刑事司法関係機関等による定期的な連絡会議（定着連絡会議）において、福祉の支援に関する情報共有・意見交換等を実施。	２カ月に１回の頻度で開催。	○：概ね順調	出所者が支援を辞退することにより、必要な保健医療・福祉サービスへの連携が困難となるケースがあるため、辞退の背景や原因について調査し、適切な対策を検討していく必要がある。	広島県地域生活定着支援センターによる支援を辞退する高齢者または知的・精神障害（疑いを含む）のある刑事施設出所者に対しては、本人の希望を尊重しつつ、国に対して効果的な説明方法の検討と実施を要望し、必要な保健医療・福祉サービスへつながるように取り組む。	地域共生社会推進課
④	●センター等の市町、サービス事業者への広報周知 市町や保健医療・福祉サービス等の事業者において、検察庁や地域生活定着支援センターの取組についての認知が高まるよう広報周知を行います。	広島県、広島県地域生活定着支援センター、刑事司法関係機関等との連絡会議（定着連絡会議）において、広島県地域生活定着支援センターの取組について周知を検討。	２カ月に１回の頻度で開催。	○：概ね順調	広島県地域生活定着支援センターの支援内容が、市町や保健医療・福祉サービス事業者十分に認知されていない。	市町や保健医療・福祉サービス等の事業者に対し、広島県地域生活定着支援センターの取組についての認知度向上を図るための周知を行う。	地域共生社会推進課
⑤	●利用調整に関わる機関の連携 広島県地域生活定着支援センター、広島地方検察庁、広島弁護士会、公益社団法人広島県社会福祉士会など、保健医療・福祉サービスの利用調整に関わる機関において、支援のノウハウや地域資源を共有し、相互に連携する仕組みづくりを推進します。	広島県、広島県地域生活定着支援センター、刑事司法関係機関等による定期的な連絡会議（定着連絡会議）において、支援状況の共有や相互連携について協議等を実施。	・令和７年度実績値 87%（R4～R6） ・令和６年度実績値 80%（R3～R5） ・令和５年度実績値 72%（R2～R4） ・令和４年度実績値 67%（R1～R3） ・令和３年度実績値 67%（R30～R2）	○：概ね順調	関係機関との連絡会議等において、支援状況の共有や相互連携はできているが、関係機関間での個別支援に対する具体的な協力連携には至っていない。	司法機関との連携を通じて、再犯理由等の聴取や類似ケースの情報共有を図り、支援内容の振り返りや効果検証を行いながら、引き続き、保健医療・福祉サービスの利用調整を行い、調整後の対象者やサービス提供者に対して助言・再調整等を実施する。	地域共生社会推進課
⑥	●センター業務のＩＣＴ化 支援対象者や支援者の増加に備え、実態を把握した上で、デジタル技術を活用した情報共有の仕組みを検討し、推進します。	オンラインによる事業者との協議・連絡調整等を進めたほか、他県の地域生活定着支援センター等と情報共有を行う全国規模のアプリケーションに関する情報収集を実施。	オンライン活用は、事業者との協議・連絡調整等の迅速化等に繋がっている。全国規模のアプリケーションについては、そのメリット・課題や他県センターの導入状況等の動向を注視している。	○：概ね順調	広島県地域生活定着支援センター業務のＩＣＴ化は、他県との協議をオンラインで実施するなど一部進展が見られるが、情報共有に関しては取組が十分に進んでいない状況にある。	デジタル技術を活用した情報共有等、広島県地域生活定着支援センター業務のＩＣＴ化を検討する。	地域共生社会推進課

別紙１ 「令和７年度実績」 広島県再犯防止推進計画

イ 薬物依存を有する者への支援							
①	●薬物依存者の治療・回復の支援 薬物依存者や家族からの依存症の回復に向けた相談や、保健医療の確保については、「広島県保健医療計画」に基づき、推進します。	・薬物依存症対策支援者スキルアップ研修会を開催。 ・薬物依存症に関する相談対応（面接、電話）を実施。 ・検査機関、矯正・更生施設、医療機関、民間支援団体、行政機関等で構成する薬物相談事業推進連絡会議を年1回開催。 ・薬物依存症者を家族に持つ人への勉強会を開催。	・スキルアップ研修会を開催（90名参加）。 ・面接相談が延べ233件で前年度から25件増加。 ・薬物相談事業推進連絡会議を開催（42機関、74名参加）。 ・勉強会に参加した家族は151名で前年度から24名増加。	○：概ね順調	・再犯率が高止まりしている（覚醒剤では6割以上）。 ・回復支援プログラムの離脱者が一定数いる。 ・覚醒剤事犯や大麻事犯が増加傾向であるにもかかわらず、新規の相談件数が減少傾向にある。	引き続き、薬物依存症の治療に当たる医療従事者の専門性を向上するための研修や、精神科以外の医療従事者及び相談窓口となる保健所職員の対応力向上、潜在的な薬物依存症者の早期発見・早期対応に資するための研修の充実を図る。	業務課
②	●薬物依存者に対する支援情報の提供 刑事施設や保護観察所と連携し、薬物依存者に対して、治療や支援を実施している機関等の情報や支援内容が確実に届くよう取り組みます。	依存症治療専門機関に関するリーフレットを刑事施設や保護観察所と連携し薬物事犯者やその家族に、配布を行った。	配布部数 広島保護観察所 50部 刑事施設 160部	○：概ね順調	薬物依存を有する人への支援について、地域における本人や家族からの相談への対応や治療・回復支援の充実を図っていくことが求められています。	刑事施設や保護観察所と連携し、薬物依存を有する人に対して、治療や支援を実施している機関等の情報や支援内容が確実に届くよう取り組み。	県民活動課
		薬物乱用対策関係の会議において、県計画の内容を説明した。各警察署において警察庁作成パンフレット「相談してみませんか」を対象者に交付している。	各種会議等で県計画の説明を実施し、関係者等に周知した。対象者13名にパンフレットを交付した。（令和7年中）	○：概ね順調	再乱用防止のため、薬物依存者に対し、治療機関等の情報や支援内容を提供する取組を実施しているが、さらなる取組が必要である。	引き続き、治療機関、支援内容等を把握し、刑事司法関係機関と情報提供の方法について、調整し、実施する。	組織犯罪対策第三課
ウ 犯罪・非行をした者の特性に応じた支援							
	●特性に応じた支援 刑事司法関係機関職員や警察職員による行政職員や事業者等への研修など、犯罪・非行をした者の特性に関する知見や支援のノウハウが地域に還元されるよう取り組みます。	県こども家庭センターにおいて、く犯行為や触法行為等の非行相談に対応した。	県こども家庭センターにおいて、R6年度236件に対し、R7年度は203件のく犯行為や触法行為等の非行相談に対応した。	○：概ね順調	R6年度と比較して非行相談件数は減少したが、引き続き、着実な相談対応が必要である。	引き続き、県こども家庭センターにおいて、非行相談に対応していく。	こども家庭課
		少年サポートセンターを中心に少年の非行及び保護に関する相談に対応するとともに再非行防止の支援活動を実施した。	少年サポートセンターを中心に少年の非行及び保護に関する相談に対応するとともに再非行防止の支援活動を実施した。（R7：少年相談3,636件）	○：概ね順調	少年相談の件数は、R6年と比べ微増したものの、ほぼ横ばいであり、引き続き、少年等に寄り添う相談対応、支援活動を行う必要がある。	引き続き、少年サポートセンターを中心に少年の非行及び保護に関する相談に対応するとともに再非行防止の支援活動を推進する。	少年対策課
①		・16歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、所在確認や面談を実施した。 ・ストーカー加害者に対して、カウンセリングや治療を推奨した。	・16歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、所在確認や面談を実施した。 ・禁止命令を適用したストーカー加害者全員に対して、カウンセリング等を推奨した。	○：概ね順調	・所在確認が困難なケースや面談に応じない者への対応に課題がある。 ・ストーカー加害者に対するカウンセリングや治療の受診は、最終的には加害者の意思に委ねられることから、中には受診に繋がらないケースもある。	・関係各所と連携し、確実な所在確認を実施するとともに、対象者への丁寧な説明により面談の必要性について理解を得られるよう努める。 ・ストーカー加害者本人やその家族も含めて、カウンセリング等の有効性についてより丁寧な説明を行い、カウンセリング等を受けやすい環境づくりを目指す。	人身安全対策課
		刑務所服役中の受刑者のうち暴力団離脱希望受刑者に対し、暴力団離脱指導を行うなどした。	・刑務所において服役中の暴力団離脱希望受刑者に対し暴力団離脱指導を行うなど、暴力団離脱希望受刑者の社会復帰支援に大きく貢献した。	○：概ね順調	・真に暴力団からの離脱を希望しているのか、または自らの刑期を短縮する目的なのかの見極めが困難であり課題である。	・今後も真に暴力団から離脱を希望する受刑者に対し、有意義な指導に努め社会復帰支援を継続する。	組織犯罪対策第二課
3 社会参画の実現							
(1) 就労に向けた支援							
取組の方向		令和7年度		評価	課題	今後の方向性	担当課
		取組状況	現状				
①	●協力雇用主の業種の拡大 多様な業種において、協力雇用主への登録が進むよう国の行う広報活動に協力します。	県内農業法人に対し、協力雇用主の募集チラシの配布を行った。	配布部数 500部	○：概ね順調	協力雇用主の登録は増加しているが、就労先として建設業以外や障害者の雇用に取り組む事業者の開拓が進んでいない。	多様な業種において、協力雇用主への登録が進むよう国の行う広報活動に協力する。	県民活動課
		入札参加資格審査における協力雇用主への加点を実施した。	名簿掲載企業 99社 (R7～8)	○：概ね順調	犯罪・非行をした人の就職機会を拡大していくためには、協力雇用主に対する奨励に取り組んでいく必要があります。	取組について、継続実施する。	建設産業課
②	●被疑者、被告人の就労支援 起訴猶予、単純執行猶予や罰金刑等となつて、矯正・保護観察処遇に至らず、これまで就労支援の対象となっていなかった犯罪・非行をした者の就労支援に取り組みます。	起訴猶予者等に対して地方検察庁と協定を結び、広島県就労支援事業者機構に委託し就労支援（就職支援、定着支援）を行った。	就労支援を行った者の就職後3ヶ月後の就労継続率 R3 83% R4 57% R5 65% R6 100% R7 83%	○：概ね順調	更生保護法の改正(令和5年12月)により、勾留中の被疑者等や保護観察期間等終了後の場合でも国による就労支援が可能となりましたが、勾留中の被疑者等については対応が未定です。さらに、就労支援に携わる機関からは、これまでの県の就労支援対象者以外の人においても支援の要望者がいることを聴き取っています。	国による支援実施が未定になっている勾留中の被疑者のほか、従来、支援対象ではなかった、関係機関から支援要請のある人など、罪を犯した人を広く対象とし、支援対象者の実情に寄り添った様々な支援を推進する。	県民活動課
③	●被疑者、被告人の職場定着支援 犯罪・非行をした者が、就労後においても、地域でフォローアップされる仕組みづくりを推進します。 また、境界知能域にある者の特性を踏まえた就労支援について、研究成果を踏まえ推進します。			△：やや遅れ			
④	●生活困窮者自立支援制度 生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業が、より多くの市町において取り組まれるよう、市町に情報提供や助言を行います。	・管内課長会議等において、実施状況等の情報提供し、実施促進を図った。	実施自治体数: R8.3末 14市町	○：概ね順調	県内市町の取組に差がある。	・未実施市町に対し、会議等において情報提供を行い取組の促進を図る。 ・コンサルティング事業の活用を検討する。	社会援護課
(2) 修学等の支援							
①	●復学・進学に関する情報提供 少年院や保護観察所などと連携し、少年院出院者、保護観察処分少年に、復学・進学に関する情報として、高等学校等における授業料等支援制度、定時制・通信制高等学校などの情報が届くよう取り組みます。	授業料支援制度に関するパンフレットを保護観察所及び少年院等に配布した。	公立の就学支援 270部 私立の就学支援 270部を配布	○：概ね順調	高等学校で学ぶ機会は、安定した生活の基盤作りや社会復帰を行うにあたって可能性を広げるものとなっているため、進学・復学に必要な情報提供を継続的に行っていく必要があります。	少年院や保護観察所などと連携し、少年院出院者、保護観察処分少年に、復学・進学に関する情報として、高等学校等における授業料等支援制度などの情報が届くよう取り組み。	県民活動課
②	●学習支援の提供 少年院出院者や保護観察処分少年が、地域で居場所づくりや学習支援を実施する団体となることができるよう支援します。	「少年サポートセンター」（広島、福山、東広島）のパンフレットを保護観察所及び少年院等に配布した。	広島サポートセンター 69部 福山サポートセンター 54部 東広島サポートセンター 54部を配布	○：概ね順調	非行をした人の立ち直り支援のため、地域で居場所づくりや学習支援を実施する団体となれるよう情報提供を行っていく必要があります。	少年院出院者や保護観察処分少年が、地域で居場所づくりや学習支援を実施する団体となることができるよう支援する。	県民活動課